

平成 22 年 12 月 1 日

行政書士 鱸 弥生 の 情報 発信

NO.3



毎日寒いですが、皆さん風邪などひいていませんか？

2011年に向かって、カウントダウンが始まりましたね。

前回の裁判員制度については、話題がタイムリーだったこともあり、たくさんの方から感想をいただきました。ありがとうございます！！

今回は、ご質問の多い成年後見制度（せいねんこうけんせいど）について書きました。

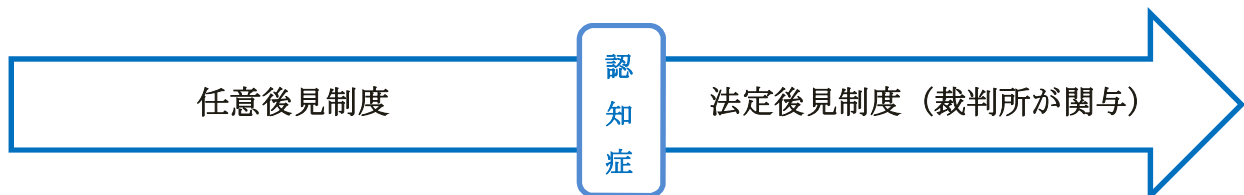
成年後見制度とは？

認知症などで判断能力が十分でない人の財産を守ったり、介護の手配をしてくれる制度です。

守ってもらう人のことを成年^ひ被後見人、守る人のことを成年後見人といいます。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、判断能力がなくなる前の契約で、法定後見制度は、判断能力がなくなってから利用できる制度です。



法定後見制度---妻が認知症になったとき、夫は妻の預金を下ろせない！？

夫 和夫さん75歳、 妻 由紀さん72歳 子ども2人（長男、長女）

妻の由紀さんは、3年ほど前から認知症の症状が出だし、最近では、徘徊や被害妄想も現れ、自宅での介護は困難になってきました。

子どもたちにも相談しましたが、共働き世帯の子どもたちは、自分たちの生活に必死で、和夫さんの好きにしてほしいという返事でした。和夫さんは、認知症があっても入れる老人ホームをやっとのことを見つけ出し、入居の契約をすることになりました。

入居金を下ろすため、妻の預金通帳を持って銀行に出向きました。ところが、窓口で、「本人でないと預金は下ろせません」と言われてしまいました。

妻が認知症で来られないことを伝えると、「後見人をつけてください」と。

妻の年金は、キャッシュカードで下ろせていたのですが、高額な定期預金を解約するとなると、話は別のようなのです。

和夫さんは、近くに住む行政書士の鈴木さんを訪ねました。
鈴木さんは、由紀さんに法定後見人をつける手続きを教えてくださいました。
和夫さんは、自分が元気なうちは、由紀さんの後見人になりたいと思っています。

和夫さんが、**家庭裁判所に後見開始の審判の申し立て**をする
その際、後見人の候補の欄に自分の名前を書いておく



調査・鑑定（鑑定料の費用 5～10万円以下が最多）



後見開始の審判

無事、和夫さんが後見人に選ばれ、預金も下ろせました
※裁判所は、子どもが複数いても、意見が対立する場合には、第三者を後見人に指定します。

法定後見人の仕事

身内が後見人になる場合、今までの生活とほとんど変わることはありません。
負担になることは、財産管理として収支報告書をつけることです。
こちらは、家庭裁判所に報告する義務が課されます。
年金暮らしで、毎月の生活費もある程度決まっているような場合は、半年に一度、
年に一度の報告でよいこともあります。

任意後見制度---生きている間の「老いじたく」

妻を老人ホームに入所させて、ほっとした和夫さん。
今度は、自分が認知症になったり、からだが不自由になったときに、だれが自分の代わりに
手続きをしてくれるのだろうと心配になってきました。
子どもたちにも迷惑はかけたくありません。
行政書士の鈴木さんに相談したところ、任意後見制度の説明を受けました。



公正証書

将来、和夫さんの判断能力が不十分になった場合に備えて、
あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）と、任意後見契約を結ぶことができます。
財産管理など自分がお世話をしてほしい事柄を指定することができますが、公正証書を作成
する必要があります。

公正証書作成の基本手数料は、11,000円ですが、その他諸費用で2～3万円程度です。

任意後見契約の効力はいつから発生？

将来、和夫さんの判断能力が不十分になったと思われる時点で、和夫さんが選んだ任意後見
人が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申し立てをします。
家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

※からだが不自由になっても、判断能力に問題がなければ、申立てはできません。

費用

財産管理の内容にもよりますが、1か月15,000円～30,000円くらいです。
判断能力に問題なく一生過ごせれば、費用を支払う必要はありません。



最近では、子どもがいても、子どもに頼らない老後を選択する方が増えてきました。
景気低迷で、親の面倒をみる経済的余裕が子ども世帯になくなってきているという現実もあるようです。

親が元気で経済的にも余裕がある間は、親>子ども の力関係ですが、親の身体が弱ってくると、その力関係が逆転してしまうことが多いです。

そうになると、預金通帳を取り上げられる、年金を自由に使えない、十分な介護を受けられないなどの問題が起こってくることもあります。

「老いじたく」は、早めがよいようです。

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

2011年、よい年になるとよいですね。

来年1月中旬に新年号を発行します。その後は3月、5月、9月、11月中旬発行予定です。

プロフィール

関西学院大学法学部卒業。

子育て中に、行政書士、ファイナンシャルプランナーの資格を取得し、平成17年に開業。

わかりやすさと丁寧な対応を心がけております。

趣味：ベランダでの家庭菜園、バイオリン、情報収集

中学2年生と小学6年生の子どもがいます。

取り扱い業務：相続、遺言書、離婚、交通事故、クーリングオフ

法人設立（株式会社、NPO法人、医療法人）

内容証明、各種契約書、示談書



QRコードを携帯で読み取るだけでメールアドレスにアクセスできます。
ご感想などお聞かせください。

メール相談料 初回無料

鱸(すずき)行政書士事務所

行政書士 鱸 弥生

芦屋市 呉川町 18-2-201

電話 0797-34-6202

FAX 0797-34-6203

携帯 090-7362-8523

<http://suzuki-gyousei-office.com>

e-mail info@suzuki-gyousei-office.com